

一般社団法人中京住宅産業協会
企 業 行 動 理 念

(目的)

第一条 当協会の目的は、住宅産業の健全な発展と国民の住生活の向上並びに公共の福祉に寄与することである。会員は「住まいは文化である」との認識を一にし、密に連携し、互いに切磋琢磨し所期の目標達成を希求する。会員は事業展開にあたり、プロフェッショナルとして強いコンプライアンスマインドと高いモラルを保持して社会の環境・構造変化に対応し、国民のニーズに適合していくことが求められる。

このたび当協会で倫理憲章を定めるにあたり、会員の事業展開に際して以下の通り企業行動理念を定める。

(住まいは文化である)

第二条 住まいは全ての人間生活の土台であり安全・安心が不可欠である。また住まいは個々人の様々なニーズに適うことが求められる。住まいは集まって、個々と調和しつつ街並みを形成し、人の社会生活の基盤となり、適切な維持管理と相俟って快適で景観に優れた持続可能な社会インフラとなることが望まれる。住まいは人間生活を支え進化させて、そこに新たな文化が創られる。会員は、まさに「住まいは文化である」との認識を一にして、その事業展開を行う。

(事業経営のあり方)

第三条 会員は住宅産業の一員としてその責務を認識し、新しい文化創造の担い手との自負をもって、次の理念に基づき、その事業を通じて国民生活の向上に資する。

- (1) 常に切磋琢磨し専門性の発揮とその向上に努めるとともに、プロフェッショナルとしての高いモラルを保持して事業と企業の存在価値を高める。
- (2) 法令等を遵守し、公正・透明な自由競争を通じて適正な取引を行う。
- (3) 顧客が有つてこそその事業である。事業と企業の土台を確かなものにするよう、住宅の設計、建設、広告、販売、管理等、「住まい」関連取引の全ての局面で顧客本位に対応し、顧客の満足と信頼を得る。
- (4) 時代や社会の変化に対応し多様化するニーズに適うよう事業経営を行い、事業と企業の発展に努める。

- (5) 会員の責務として、各自が住まいの安全・安心のためのチェックポイント等を定めるとともに自らフォローする内部監査体制を構築し、事業と企業の信頼を高める。
- (6) 省資源・省エネルギー、廃棄物の減量化、リサイクルの推進等により地球、地域の環境に配慮した事業展開を行う。これは次世代への責務であると同時に事業開発の好機であり、新しい文化創造への挑戦である。
- (7) 良き伝統・慣習を維持すると共に国際的視野を持って事業展開を行う。同時に国際的な事業においては、遵法はもとより現地の発展に寄与すべく努める。これは創造的かつ効率的な事業展開への取組であり、新しい文化の導入である。

(倫理憲章・企業行動理念の実践)

第四条 経営トップのリードの下、倫理憲章・企業行動理念を組織的に浸透させるとともに働きやすい環境を確保して、各自の能力を活用し創意工夫を凝らして倫理憲章・企業行動理念に適った事業展開を行う。

協会活動に積極的に参加し、意見交換・情報収集等協会活動を活用して倫理憲章・企業行動理念に適った事業展開を行う。

倫理憲章・企業行動理念に反するような事態が発生した時には、経営トップ自らが、原因究明、再発防止に努め、厳正な処分を行うとともに社内外への迅速かつ適正な説明を行う。

(※当協会は平成26年3月まで、長らく一般社団法人全国住宅産業協会東海支部として活動して参りました。一般社団法人中京住宅産業協会として独立した法人となりましたが、倫理憲章・企業行動理念は、これまでのものを踏襲して参ります。)